特例子会社制度について

1 制度の概要

障害者雇用率による義務は、個々の事業主ごとに課せられるが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの<u>厚生労働大臣(公共職業安定所長)の認定</u>を受けた場合には、<u>その子会社に雇用されている労働者を親会</u>社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとしている。

2 特例子会社によるメリット

- (1) 事業主にとってのメリット
 - ・障害者雇用率の向上・達成により、社会的責任を履行できる
 - ・障害者の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備により、障害者の能力が十分 に引き出せる
 - ・職場定着率が高まり、定着に伴い生産性の向上が期待できる
 - ・障害者受け入れのための設備投資が集中化できる
 - ・親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な対応が可能となる

(2) 障害者にとってのメリット

- 雇用機会の拡大
- ・より障害者に配慮された職場環境の中で、最大限に能力を発揮する機会が増大

3 特例子会社認定の要件

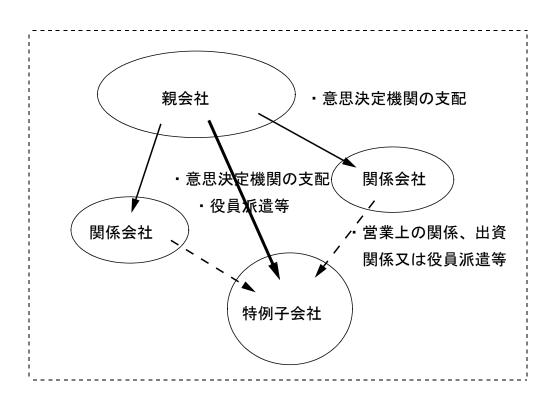
- (1) 親会社の要件
 - 〇特定の株式会社の<u>意思決定機関(株主総会等)を支配</u>していること。 (例えば、子会社の議決権の過半数を有すること等)

(2) 子会社の要件

- ①親会社の事業との人的関係が緊密であること。 (具体的には、親会社からの役員派遣、従業員出向等)
- ②雇用される障害者が5人以上で、かつ、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。 (具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等)
- ④その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

4 特例子会社制度の企業グループでの適用

特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループでの雇用率算定を可能としている。(平成14年10月以降)



5 特例子会社の認定状況(平成18年5月末日現在)

- ・特例子会社の認定数 189社
- ・うち、グループ適用の認定数 65社
- ※ 特例子会社に雇用されている障害者数等 (グループ規模別)

平成17年6月1日現在

_						
	グループ規模	特例子会社数	常用労働者数	雇用障害者数	雇用障害者数	
				(ダブルカウント込み)	(実数)	
	全グループ	174社	7,784人	7,838人	4,853人	
	56~99人	2 社	28人	30人	15人	
	100~299人	5 社	161人	91人	66人	
	300~499人	3 社	179人	96人	55人	
	500~999人	11社	425人	290人	188人	
	1,000人以上	153社	6,991人	7,331人	4,529人	